

に政府及び電報會社に對し高壓線を寸べし事を要求するものがある。幸ひに協賛同と協
力を得ずしては、本案は可成り望むものがある。

案 行 方 法

之れが実行方法、担当困難の條に思考する、即ち單に要領を特許して
吹かせる、つる付の位では、おぼろの願望中位が因り山に相違ない、
これらに、労働組合の宣傳力と組織力とを以て、所凡總會を執へて興論の
喚起に努め、以て所期の目的を果したいと思ふものである。

以上

二重制度撤廃促進の件

鉄心聯合提案

田中内閣打倒の件

吉田

× 171 に関する件

芦田

君

説明は大会席上にて終つて。

五 陽法健康保険法改正に関する件

鉄心支部聯合會提案
説明者 吉瀬 哲君

主 文

本案は、昨年の大会、又は、昨年の大会に於ても通過したものであるが、未だ完全な
改正を見ない故に提出するものである。

理 由

資本主義、庸口主義、我社会に於いて、我々若者階級に對する完全なる強制を布かぬと理
由は、我等が、之を知れども、然らざる。然らざるは、我々等、所凡手段を以て、之れが改革を計りし
ものであるが、然し我々、正々、公正なる為政府の理解に依りて、之れが、現在我々の口外
社会状態に於ても、之れが改善の途程に行はれ得るを知るものである。しかして、之れが我等
政府の理解に訴へるに、若くは、大衆行動に依りて最後の効果を奏するものである。我々、之
れが興論を喚起すべきであると共に、準備金を設けて之れが改正運動に専任せしめ、其、実